

水道使用料金体系の現状と今後のあり方について

現状

基本料金

(需要家費+固定費の一部)

- 5㎡まで1,048円
- 適正な固定費相当分の回収はできていない。



従量料金

(固定費の一部+変動費)

- 6段階の逡増型
- 10㎡までは少量使用者の配慮として少額の単価設定。

◆基本料金の高額化を避けるため、原価の大半を従量料金により回収する料金体系であり、全国的に多くの事業者で採用されている逡増型料金制度を採用。

→生活用水の使用促進による公衆衛生の向上と大口需要者の需要抑制を図るため、小口需要者には低額な単価設定を行う一方、大口需要者には高額な単価設定により多くの負担を求めてきた。
→水需要が増加し、水資源が不足する恐れのある時代に採用されてきた。
→水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の早さで収入減を招く恐れがあり、安定経営に資するとは言い難い。

今回の見直し

基本料金

(需要家費+固定費の一部)

- 5㎡まで1,728円
- 適正な固定費相当分を回収できる料金に設定
- 64.89%のUP



従量料金

(固定費の一部+変動費)

- 現状の6段階の逡増型を留置
- 各段階の従量料金単価を一律19.20%のUP

【あるべき料金体系への移行に向けて】

◆基本料金の増額及び従量料金の体系の変更（逡増型→均一型）が現在の社会環境下では望ましいが、少量利用者への負担が大きすぎる。

したがって

- ・固定費相当分を回収できる基本料金の設定を優先する。
- ・従量料金の体系の変更は、将来に向け段階的に見直しを検討する。

将来に向けて

基本料金

(需要家費+固定費の一部)

- 基本水量についても検討
- 口径別の基本料金の設定を検討



従量料金

(固定費の一部+変動費)

- 段階的に逡増型から均一型へ移行

◆社会環境の変化（人口減少による水需要が減少等）にも対応した料金体系への見直し（逡増度の緩和）が必要。

◆安定経営に資するよう、固定費相当分については、基本料金により回収する体系に移行。

◆基本料金の設定においては、量水器等の単価など原価の一部費用が口径の大小により異なることから、口径別による料金設定を検討。

◆水道の普及率がほぼ100%となった。水需要が減少傾向にあることを踏まえ、利用水量により単価が変動する逡増型から、利用水量によらず一定の均一単価による従量料金制へと移行。